一、極左運動方針排撃について

〔?〕日本〔?〕大会の決議に基き、凡ゆる極左翼的運動に対しては、日本労働組合評議会と協力し極力之を排撃すると同時に、常に之を対社会的に暴露し来った。最も露骨なる極左翼の分裂主義的運動たる工場代表者会議及び対支非干渉同盟の運動に対しては徹底的に之が排撃を遂行し別項の如く組合同盟が自ら率先対対支非干渉の運動を組織して戦った。此等の運動を通じて関西合同、関東合同〔?〕支部及び城西繊維支部等は極左翼と共謀して組合攪乱に努めたが、其等に対しては適宜反省を促し最も寛大なる態度で臨んだが、統制上個人除名或は組合除名を断行した。が、反対に又、この運動を通じて極左翼陣営内に反抗的勢力の醸成を促し得た。

二、極右翼運動方針排撃について

総同盟に対してはその極右翼幹部の妥協的行為及び組合に対する分裂主義的行為に対しては極力之を暴露し積極的に闘ったが、我々の方針としては組合攪乱の結果を生むが如き行為は絶対に避け、常に総同盟内部の闘争的分子の結成に努めた。総同盟東京鉄工組合の支部脱退、東京合同組合の支部脱退其他総同盟内部における戦闘的勢力の抬頭等は我々の方針の正しかったことを実証するものである。又日本紡織に対する総同盟の攪乱行為も結局効を奏し得なかった。

(六)戦線統一に対する活動

一、全国労働組合会議提唱に関して――は農

総聯合にはかり、極力之が実現に努めたが過去一年間に於ける対〔?〕関係の実情及びその他諸般の事情のため遂に実現し得なかった。然し乍ら本決議に対しては最も慎重なる態度をもって絶えずこれが提唱を問題にした結果、労働組合戦線統一の気分を醸成した点では相当の効果を挙げ得たと信ずる。

二、拡大中央委員会〔illegible〕線統一の気分は〔illegible〕醸成されたが、日本〔illegible〕党全国大会は、日本〔illegible〕主義者の排除を要望し総対策件として〔illegible〕決議した。依って組合同盟としても、共同戦線及び戦線統一に対する態度を決定したが、本問題に関する拡大中央委員会の決定は左の通りである。

左右両翼の運動方針排撃に対する昭和二年会大会の決議には変更を加える必要はない。故に

イ、組合同盟の指導精神を明確にして全面的に進出するより他に現下の統一は期し得られない。

ロ、この立場よりして戦線統一に反する傾向に対しては飽く迄之と斗争し、その排除的傾向を大衆の前に暴露すること。

ハ、〔illegible〕

(七)メーデー、休業

〔illegible〕

〔illegible〕である。